



市役所の電話

996-2111

FAX

995-7367

HOTコーナーに掲載の情報について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

案内

第1回八潮市男女共同参画審議会の傍聴

日4月28日(月) 午後2時～3時30分

場保健センター保健指導室

内第5次八潮市男女共同参画プラン策定に係る諮問ほか

定3人(申込順)

用4月25日までに、電話で人権・男女共同参画課(☎☎811)へ

児童扶養手当額の改定

4月分(5月支給分)から児童扶養手当の額が2.7%の引き上げとなります。

児童扶養手当額(月額)本体額

全部支給 46,690円
一部支給 46,680円～11,010円

第2子以降加算額

全部支給 11,030円
一部支給 11,020円～5,520円

問子育て支援課☎☎209

東京葛西用水路・八条用水路の通水

田植えの準備のため通水します。通水により水位が上がるしますので、幼児や児童が水路に近づかないよう、ご注意ください。

日4月24日(休) 午前9時～

問都市農業課☎☎842

協働のまちづくり推進事業助成金

市のまちづくりの課題解決に取り組む事業に対して助成します。

問次の要件に該当する団体▼市内に事務所または活動場所を有

すること▼構成員が5人以上の団体で、半数以上が市内に在住・在勤・在学していることなど

助成額 ①発足3年以上の団体＝限度額10万円(対象経費の3分の2以内)※昨年度交付団体は申請不可②発足3年未満の団体＝限度額5万円

用4月28日(必着)までに、申請書類(市民協働推進課または市ホームページで入手)を市民協働推進課(☎☎328)窓口へ

子どもスマイルネット

「子どもスマイルネット」は、こども(原則18歳未満・高校生は対象)に関わるさまざまな悩

みについて、電話相談を受ける県の窓口です。

学校や友達、家族のことなどで悩んでいるお子さんからの相談はもちろん、保護者からの子育て相談も受け付けています。

いじめなど子どもの権利に関する悩みは、面接相談(予約制)もあります。

相談番号 ☎048-822-7007

相談時間 毎日 午前10時30分～午後6時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

詳しくは、県ホームページをご覧ください。

問県こども安全課☎048-834-8755

固定資産評価審査委員会委員の選任

問納税課☎☎818

風口 朱子 氏 (任期 令和7年4月1日～令和10年3月31日)

教育委員会委員の任命

問教育総務課☎☎361

加藤 正道 氏 (任期 令和7年4月1日～令和11年3月31日)

災害時応援協定の締結

市では、近年頻発している地震や風水害などの自然災害への対応力強化を図るため、「災害時応援協定」を締結しました。

問危機管理防災課☎☎804

●災害時における避難所用物資供給に関する協定

3月24日、市と(株)ルート21は、大規模な地震・風水害その他の災害発生時に、避難所で使用するマットレスや福祉用具の供給に協力いただく協定を締結しました。



大山市長と(株)ルート21代表取締役社長 宮城 悟さん

特定健康診査・健康診査が始まります

生活習慣病の予防と早期発見、治療のためには、特定健康診査などの定期的な受診が重要です。ご自身の健康管理のために、ぜひご利用ください。

問国保年金課☎☎214

実施期間 4月1日～11月30日

対象者 特定健康診査→40歳以上の国民健康保険被保険者
健康診査→後期高齢者医療制度被保険者

通常約1万円の健診が無料で受診できます。

※マイナ保険証をご利用の方は、「資格情報のお知らせ」をお持ちください。

事業者向け補助制度

【補助制度】

①展示会等出展費用補助制度

市内の中小企業者の方が、市外の工業の展示会・見本市に出展するための費用

②試験機関利用補助制度

市内の中小企業者の方が、新製品・新技術の開発などのため、試験機関の設備を使用または試験を依頼した費用

③工業活性化推進事業補助制度

市内工業の活性化および振興を図るため、市内の工業団体が共同で行う経営改善などの事業の実施に対する経費

④新商品開発支援事業補助制度

個性と魅力ある個店や商店街づくりを通した商業活性化を目的として行う新商品開発の費用

市では、商業・工業振興施策として、さまざまな制度において費用の一部を助成しています。

問商工観光課☎☎479

—①～④共通—

用令和8年3月10日までに、所定の申請用紙など(商工観光課または市ホームページで入手)を商工観光課窓口へ(郵送不可)

※予算枠に達し次第締め切り

※国、地方公共団体などから同様の補助金を受ける場合は、その補助金の額を控除した額

【令和7年度利子補給金】

「中小企業小口資金融資」「商工業近代化資金融資」制度を利用している方を対象に、令和7年中に支払った利子額の50%を補助します。なお、令和7年1月28日に発生した道路陥没事故の影響を受けたことを理由に融資を受けたものについては、100%を補助します。